

「街の住医倶楽部」会員規約

制定日：2026年8月31日

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社グッディーホーム（以下「弊社」といいます）がリフォーム工事を施工した建物（以下「対象建物」といいます）を対象として弊社が会員に対し提供する維持管理・修繕工事サービス等（以下「本サービス」といいます）のご利用に関する決まりを定めるものです。

第1条（本サービスの目的）

本サービスは対象建物で発生した本規約に定める各種の不具合等に対する修理役務の提供及び適切な建物維持管理についてサポートすることにより、会員が生涯安心して暮らせる快適な住環境を提供することを目的とするものです。

第2条（会員資格）

会員として本サービスを利用できるのは、対象建物の引渡しを受け、現在も引続き所有し居住している方の内、本サービスの利用契約を締結した方に限られます。

第3条（本サービスの内容）

- 会員は、別紙サービスメニューリスト記載のサービスの提供を受けることができます。なお、該当サービスの提供に伴い発生する部品代、材料費その他別紙に定める費用については、会員の負担とします。
- 弊社は別紙サービスメニューリスト記載のサービス以外にも会員の相談に応じ、サービスの提供ができるものとします。

第4条（申込と本サービスの利用契約）

- 対象建物の所有者は、本規約の各条項を承諾の上、弊社所定の「街の住医倶楽部」Webサイト上の申込画面より必要事項を記入して送信する方法、または弊社所定の申込書に必要事項を記載し提出する方法により、弊社に対し本サービスの利用を申込みものとします。
- 本サービスの利用契約は、前項記載の方法により申込みを行い、弊社がこれを承諾した時点で成立するものとします。なお、会員が弊社指定の期日（以下「支払期日」という）までに初回年会費の支払（弊社の口座への振替その他決済手続きの完了）を行わなかった場合、弊社は、本利用契約を何らの催告を要することなく直ちに解除できるものとします。
- 対象建物は、本サービスの利用契約1件につき1物件とし、「街の住医倶楽部」申込時に記入した住所地所在の建物とします。なお、賃貸併用住宅の賃貸部分は対象外とします。

第5条（会費）

- 会員は、年会費9,900円（内消費税900円）を支払うものとします。
- 会費の支払方法は、銀行口座振替によるものとします。
- 年会費の口座振替については、毎月月末（以下「締め日」といいます）までに本契約が成立した分を翌月26日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に会員の指定口座から自動振替するものとします。ただし、決済代行業者のシステム上の都合その他やむを得ない事由により翌月26日の振替ができない場合は、翌々月26日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）の振替とします。
- 第2項の銀行口座振替については、弊社が指定する決済代行業者であるビリングシステム株式会社（以下「決済代行業者」といいます）の決済システムを通じて行うものとします。
- 会員は、決済代行業者が定める利用規約、その他支払手続きに関する規則を遵守するものとします。
- 口座振替の手続き完了までに期間を要する場合、その間の利用料金の支払方法については、弊社の指定する方法（銀行振込等）によるものとします。
- 弊社は、本サービスの利用料金の決済手続きに必要な範囲で、会員から取得した個人情報（氏名、生年月日、金融機関の口座情報等）を、決済代行業者であるビリングシステム株式会社および各金融機関に提供します。会員は、この提供に予め同意するものとします。

第6条（本サービスの利用方法）

会員は、第3条記載のサービスの利用を希望する場合には、弊社所定の下記フリーダイヤル番号に連絡をする方法によります。

フリーダイヤル：0120-049-195

受付日：弊社営業日に準じます

受付時間：午前9:00～午後5:30

第7条（期間）

- 本サービスの提供期間は、申込日が属する月の翌月1日から1年間が満了する日までとします。なお、契約更新および会費計算にかかる基準日は、申込日が属する月の翌月1日とし、期間満了の1か月前までに会員又は弊社から書面による契約終了の通知がなされない限り、本契約は更に1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。
- ただし、2026年9月1日から2027年3月31日までの間に本サービスの利用契約が成立した会員に限り初回の年会費は3,300円（内消費税300円）とします。

第8条（利用資格・変更）

- 1 本サービスは、本規約に同意の上利用申込みをされた対象建物の所有者及び、家族並びに弊社が承諾したその他居住者に提供するものとします。
- 2 本サービスの対象となる対象建物は、居住を目的として利用されているものに限りです。
- 3 会員は、本サービスの利用者たる地位、資格を第三者に譲渡、貸与、担保提供することはできません。
- 4 本サービス提供期間中に、会員の変更、連絡先（電話番号・住所等）の変更等がある場合は、すみやかに弊社に連絡の上、所定の手続きを行ってください。手続きがなされない場合には、本サービス期間中であっても、本サービスを利用できないことがあります。

第9条（利用資格の承継）

- 1 本サービスの会員が対象建物の所有者でなくなった場合には、当該会員の申込に係る全利用者は、利用者としての資格を喪失し、本サービスの提供は終了します。ただし、親族間（3親等内に限る）で対象建物の所有権が移転された場合には、新所有者は、弊社に対し、会員名義変更の手続きを行うことによって、会員資格の承継をすることができます。
- 2 新所有者は会員資格の承継に際し、本規約の各条項を順守するものとし、新所有者がこれに違反した場合は、弊社は、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第10条（利用資格の取消等）

会員又は新所有者が次のいずれかに該当する場合は、弊社は、何らの催告を要することなく直ちに利用者の資格を取消し、又は利用契約を解除できるものとします。この場合、弊社は、既に会員より支払われた金員は一切返還いたしません。

- (1) 本サービス申込み時に、申込書に事実と異なる記載をしたことが判明した場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) 本サービスを不正に利用した場合
- (4) 本サービスの運営を妨げる行為、又は弊社スタッフに対するカスタマーハラスメント行為を行った場合
- (5) 会費その他弊社に支払うべき料金等に未払額が存在する場合
- (6) その他弊社が会員として不適切と客観的に判断した行為を行った場合

第11条（個人情報の取扱い）

- 1 弊社は、会員よりご提供いただいた個人情報等を保管使用の上で、本サービスの提供を行います。
- 2 弊社は、本サービス提供の為にのみ、弊社の責任において、事業協力会社、住設機器・建材メーカー等に会員の個人情報を提供できます。
- 3 個人情報の取扱い等に関するお問い合わせについては、以下の弊社お問い合わせ窓口にお問い合わせください。

株式会社グッディーホーム 本社

電話番号 0120-049-195

受付日：弊社営業日に準じます

受付時間 午前9:00～午後5:30

第12条（利用規約の変更）

- 1 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 弊社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容、およびその効力発生日を、弊社のWebサイトへの掲載その他弊社が適当と判断する方法により会員に周知するものとします。
- 3 変更後の本規約の効力発生日以降に、会員が本サービスを利用したとき、または弊社の定める期間内に退会手続をとらなかったときは、会員は本規約の変更に同意したものとみなします。

第13条（本サービスの一時的な中断）

- 1 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、会員へ開示（通知）の上、本サービスを中断することがあります。
 - (1) 本サービスのシステム保守を行う場合
 - (2) その他、運用上又は技術上、弊社が本サービスの提供の一時的な中断を必要とした場合
- 2 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、会員へ開示（通知）することなく本サービスの提供を一時的に中断することがあります。
 - (1) 本サービスのシステム保守を緊急に行う場合
 - (2) 火災・停電等により本サービスの提供ができない場合
 - (3) 天災地変その他の不可抗力及び、弊社の責に帰すことのできない事由により本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
- 3 弊社は、やむを得ない理由により前2項による中断期間が1ヵ月以上に渡る場合、利用者の残契約期間分会費を月割り計算にて会員に返金することにより、利用契約を解約することがあります。

第14条（サービスの性質）

本サービスは、適切な建物の維持管理をサポートするものであり、不具合の完全な修復や、永続的な品質を無条件に保証するものではありません。弊社は、施工にあたり善良なる管理者の注意をもって役務を提供しますが、対象建物の経年劣化、構造上の要因その他の事由により不具合が完全に回復しない場合があることを、会員は予め了承するものとします。

第15条（損害賠償）

- 1 弊社は、第3条のサービス提供に伴い、弊社の軽過失によって会員に損害が発生した場合には、年会費の3倍の金額を上限に損害賠償義務を負うものとします。なお、弊社の故意又は重過失によって会員に損害が発生した場合は、この上限は適用されません。
- 2 弊社の故意又は重過失を除き、利用資格の取消し、解約、解除、一時的な中断等により会員に損害が生じたとしても、会員は弊社に対し損害賠償の請求をできないものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 弊社及び会員は、相手方に対し、自己、代表者、責任者又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロその他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）ではないことを保証します。
- 2 弊社は会員が、次の各号の一にでも該当したときは、何ら催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 会員が反社会的勢力であったとき
 - (2) 会員自ら又は第三者を利用して、弊社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え又は関係者が反社会的勢力である旨を伝えたとき
 - (3) 会員自ら又は第三者を利用して、弊社に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき
 - (4) 会員自ら又は第三者を利用して、弊社の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれがある行為をしたとき
 - (5) 会員自ら又は第三者を利用して、弊社の業務を妨害した場合又は妨害するおそれのある行為をしたとき
- 3 弊社が、前項に基づき本サービス利用契約を解除した場合、名目の如何を問わず当該解除により会員に生じたいかなる損害の賠償義務も負わないものとします。
- 4 本条第2項に基づき弊社が本サービス利用契約を解除した場合、弊社は、既に会員より支払われた金員は一切返還しないものとします。

第17条（準拠法）

本サービスの成立及び効力（本サービスが解除その他の事由により失効した場合のその後の法律関係を含む）については、日本法に準拠します。

第18条（管轄裁判所）

本サービスに関し争いが生じた場合は、弊社の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって第一審訴訟及び民事調停における専属的な合意管轄裁判所とします。

第19条（誠実協議）

本規約の各条項に疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項については、その都度、会員と弊社とで誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

以上